

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する 学生の行動ガイドライン

### 感染防止対策の基本

○「新しい生活様式」に基づき厚生労働省が推奨する基本的な感染防止策(①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い)とともに、「3つの密」(密閉・密集・密接)を避けるための対策を基本に、学生の皆さんや教職員が安心・安全に授業や学生生活を送ることができるよう、大学としてできる限り対策をとることとしています。

○また、自分のため、みんなのため、そして大切な人のために、「自らが感染しない」「人に感染させない」ための行動に、一人ひとりが取り組んでいくことが大切です。

## 1. 学内での感染症防止対策について

### (1)3密(密閉・密集・密接)の回避

- ・教室、実習室では、密閉空間にならないよう、こまめな換気を意識してください。
- ・教室入口の扉は常に開放(冷暖房時はこまめに開閉)してください。
- ・空調(冷暖房)が入る場合は、授業中に1回2方向のドアや窓を同時に開け、5分程度の換気をしてください。
- ・マスクは必ず各自で持参し、通学时、授業中など学内外で常に着用してください。
- ・多人数で密集せず、周囲となるべく距離をとることが基本です。近距離での会話や発話が必要な場合は、飛沫を飛ばさないようマスクやフェイスシールドを着用してください。  
(夏期は気温・湿度が高いと熱中症のリスクが高まりますので、十分にご注意ください。)

### (2)消毒、検温、健康管理

- ・入構の際は、校舎入口に設置のサーモカメラで検温し、体調管理を徹底してください。
- ・登校時や休憩時には、石鹸と流水による手洗いまたはアルコール消毒を励行してください。
- ・アルコール消毒液は、学舎の入口および各階エレベーターホールに設置しています。各フロア(清潔エリア)に入る前には、必ず手洗い、アルコール消毒をしてください。
- ・実習用ウェアや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- ・マスクの着用や換気に伴い、熱中症には十分気をつけ、こまめに水分補給をしてください。
- ・学内で身体の異常を感じたら、教職員または保健室にすぐ相談してください。

### (3)授業時の対策

- ・授業時の教室での着席は、空間を確保するため全席指定で行います。
- ・フェイスシールドの着用は、授業の形態に応じ、教員の指示に従って適切に使用してください。飛沫を防ぐため、指定された授業ではフェイスシールドの着用を必須とします。

### (4)エレベーターの利用制限

- ・エレベーターは、3密空間になりますので、定員を4名とします。また、エレベーター内では、会話をしない、向い合わせにならないなど感染防止を心がけてください。
- ・登校時4階までは階段を利用してください。休憩時間も3フロア以内の移動は階段を利用してください。

## 2. 昼食時の注意点について

### (1)手洗いの徹底

- ・昼食をとる前は、石鹸と流水による手洗いまたはアルコール消毒を必ず行ってください。手を拭くためのハンカチも忘れず持参してください。

### (2)昼食時の注意

- ・学内で昼食をとる際は、1階「ラウンジ」「オアシス」および4階「41・42・244・245 教室」のパーテーションが設置された机を利用してください。(それ以外の講義教室・実習室での食事は禁止とします。)
- ・昼食時は、限られた時間帯に大勢の学生が集中することで、濃厚接触の危険性が高くなります。食事の際には、ソーシャルディスタンスを保って座ることを義務づけます。
- ・飛沫感染を防止するため、食事中は黙食にて、短時間で食事を終えるようにして、席を次の人に譲ってください。
- ・席取りのために事前に荷物等を椅子や机に置くことは禁止とします。
- ・食後は設置しているアルコールスプレーを吹きかけ消毒をしてください。
- ・食後のゴミは放置せず、ゴミ箱に捨て、使用場所を清潔に保ってください。

### (3)昼食時間の分散化

- ・ラウンジ、オアシスは昼休み時間(12:10~13:00)が最も混雑します。昼休み前後の授業が無い等、空き時間がある場合は、時間をずらして昼食をとるようご協力ください。

## 3. 感染防止を意識した行動について

### (1)学外での行動について

- ・「新しい生活様式」を意識した過ごし方を心がけてください。自身が無症状や軽症でも、身近な家族や友人を感染させる可能性があります。
- ・感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、普段の生活において正しい知識を身につけましょう。
- ・陽性者との接触等の情報を通知し感染を予防する、国の接触確認アプリ(COCOA)、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こことろ)、京都市の新型コロナあんしん追跡サービス等を活用してください。
- ・アルバイトをする場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従ってください。
- ・食事や飲み会の参加の際は、以下のルールを徹底してください。
  - ①大人数を避ける。
  - ②2時間でお開きとする。
  - ③深夜の利用は控える。
  - ④ガイドライン遵守店舗を利用する。
  - ⑤「こことろ」でのチェックインをルール化する。

## (2) 構内への立ち入りについて

- ・授業や行事が無い場合は、原則として構内への立ち入りはしないでください。用件がある際は、事前に教職員と連絡をとったうえで来校してください。
- ・クラブ・同好会等、課外活動は「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動ガイドライン」を守って行ってください。

## 4. 感染の疑いがある場合の対応について

### (1) 発熱などの症状が出た場合

- ・自宅を出る前に自身の健康状態を確認し、咳・発熱等の風邪症状や体調不良がある場合は無理をせずに自宅待機をしてください。体調が悪化するようなら、医療機関に相談し受診してください。

### (2) PCR 検査で陽性が確認された場合、または濃厚接触者と特定された場合は、速やかにクラス担任または教学部に報告し、授業や単位認定試験等、今後の対応を確認してください。

#### ①ご自身が PCR 検査で陽性となったとき

- ・保健所または医療機関の許可が出るまで登校できません。

#### ②保健所から濃厚接触者と特定されたとき

- ・陽性者と最後に接触した日の翌日を1日目として、10日目まで登校できません。PCR 検査で陰性判定となった場合も、この期間は短縮できません。なお、保健所から指示があった場合にはその指示にも従ってください。

### (3) 家族等の同居者に感染の恐れがある場合について

#### ①同居者の陽性診断が確定したとき

- ・最後に接触した日の翌日を1日目として、10日目まで登校できません。なお、同居者が自宅療養となった場合は、同居者のPCR検査が陰性となった日の翌日を1日目として、10日目まで登校できません。

(本人がPCR検査で陰性となった場合もこの期間は短縮できません)

#### ②同居者が保健所から濃厚接触者と特定されたとき

- ・同居者がPCR検査で陰性と確認され、本人に症状がなければ登校可能です。同居者のPCR検査結果が出るまでは登校できません。

### 5. 感染者発生時の大学の対応について

- ・大学関係者の感染が判明した場合は、保健所の指示に基づいて濃厚接触者の調査、必要な消毒等を行います。発症日や発生状況から、一時的な学内への入構停止や教室変更、関係する対面授業のオンライン授業等への切り替えなどの措置を講じる可能性があります。

池坊短期大学 教学部／保健室  
電話番号 075-351-8595